

恵山火山防災協議会 規約

（目的）

第1条 「恵山火山防災協議会」（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）（以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、「恵山」について想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、北海道および函館市が共同で設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- （2）北海道防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- （3）函館市防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。ただし、学識経験者については、協議会の設置者が協議の上、指定する。

- 2 協議会には会長を置く。
- 3 会長は、函館市長をもって充てる。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 会長が恵山の噴火災害の発生によりその職務に当たることができない場合は、北海道が代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会の各構成員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- 4 会議は、過半数の出席をもって成立する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(会長の専決処分)

第5条 会長は、会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集する事ができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに各構成員に報告しなければならない。

(幹事会)

第6条 協議会には、協議会の所掌事務を円滑かつ効率的に行うため、幹事会を置くものとする。

2 幹事会は、別表2に掲げる者で構成する。ただし、学識経験者については、協議会の設置者が協議の上、指定する。

3 幹事会には、幹事長を置く。

4 幹事長は、会長が指名する者とし、幹事会の会務を総理する。

(経費の負担)

第7条 協議会の経費の負担については、協議会の設置者が協議の上、別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、北海道および函館市において行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めのない事項は、必要に応じて会長が協議会に諮って定める。

附則

この規約は、平成28年3月17日から施行する。

別表 1

| 機 関 名 | 役職等 | 法第4条 第2項 | 備 考 |
|-------------------|----------|-------------|-----|
| 北海道 | 知 事 | 第1号 | |
| 函館市 | 市 長 | 〃 | 会 長 |
| 札幌管区气象台 | 台 長 | 第2号 | |
| 函館地方气象台 | 台 長 | 〃 | |
| 北海道開発局函館開発建設部 | 部 長 | 第3号 | |
| 陸上自衛隊 | 第11旅団長 | 第4号 | |
| 北海道警察 | 本部長 | 第5号 | |
| 函館市消防本部 | 消防長 | 第6号 | |
| 学識経験者 | | 第7号 | |
| 第一管区海上保安本部函館海上保安部 | 部 長 | 第8号 | |
| 海上自衛隊函館基地隊 | 基地隊司令 | 〃 | |
| 国土地理院北海道地方測量部 | 次 長 | 〃 | |
| 北海道総合通信局 | 防災対策推進室長 | 〃 | |
| 北海道森林管理局檜山森林管理署 | 署 長 | 〃 | |
| 渡島総合振興局 | 局 長 | 〃 | |
| 北海道函館方面函館中央警察署 | 署 長 | 〃 | |
| 函館市消防団 | 連合消防団長 | 〃 | |
| 函館市総務部 | 部 長 | 〃 | |
| 函館市恵山支所 | 支所長 | 〃 | |
| 函館市椴法華支所 | 支所長 | 〃 | |

別表 2

| 機 関 名 | 役職等 | 備 考 |
|--------------------------|-------------------|-----|
| 渡島総合振興局地域政策部 | 地域政策課主幹 (地域行政) | |
| 函館市総務部 | 参事(防災担当) | 幹事長 |
| 札幌管区气象台気象防災部 | 火山防災情報調整官 | |
| 函館地方气象台 | 防災管理官 | |
| 北海道開発局函館開発建設部 | 防災対策官 | |
| // | 工務課流域計画官 | |
| // | 道路防災推進官 | |
| 陸上自衛隊第 11 旅団第 3 部 | 防衛班長 | |
| 北海道警察函館方面本部 | 警備課長 | |
| 函館市消防本部 | 警防課長 | |
| 学識経験者 | | |
| 第一管区海上保安本部函館海上保安部 | 警備救難課長 | |
| 海上自衛隊函館基地隊 | 警備科長 | |
| 国土地理院北海道地方測量部 | 防災情報管理官 | |
| 北海道総合通信局 | 防災対策推進室専門官 | |
| 北海道森林管理局檜山森林管理署 | 統括事務管理官 | |
| 北海道渡島総合振興局 函館建設管理部事業室 | 事業課長 | |
| 北海道函館方面函館中央警察署 | 警備課長 | |
| 函館市消防団 | 副連合消防団長 (恵山) | |
| // | 副連合消防団長 (椴法華) | |
| 函館市恵山支所 | 地域振興課長 | |
| 函館市椴法華支所 | 地域振興課長 | |